仕　様　書

1　件名

令和９年度歩行喫煙等防止に係るマナーアップ指導等業務委託

2　履行期間

令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで

3　履行場所

区内の道路、公園その他の公共の用に供する場所（屋外に限る）

(1)　巡回対象駅一覧表（別紙１）に掲げる 23 駅の周辺

(2)　区が設置している喫煙所（別紙２、以下「喫煙所」という。）および喫煙所周辺

(3)　繁華街、飲食店・店舗が多い地域

(4)　区が特に必要と認める場所

4　委託事業の目的

本事業は、「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」（平成 21 年 10 月練馬区条例第 43 号）の趣旨を広く区民等に周知するとともに、公共の場所において、歩行喫煙者やたばこのポイ捨てする者に対して注意、指導等を行うことで、喫煙マナーの向上を図り、安全で快適な歩行空間を確保し、暮らしやすい地域社会を実現することを目的とする。

また、野鳥の飛来による騒音及び糞害を防止し、安全かつ快適な生活環境及び歩行空間の確保を図る。

5　受託に係る条件等

受託者は、警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第４条に定める都道府県公安委員会の認定を受け、かつ、法第２条第１項で定める警備業務を行っている警備業者に限る。

6　業務実施体制等に関する事項

(1)　業務実施体制

ア　受託者は、本委託業務を統括する者（以下「業務責任者」という。）を置き、業務責任者の指揮監督の下、履行場所においてマナーアップ指導等業務を的確に管理・指揮する者（以下「主任指導員」という。）および「マナーアップ指導員」（以下「指導員」という。）」をもって業務実施体制を組織すること。

イ　業務責任者および主任指導員は、法第 22 条に規定する警備員指導教育責任者の資格を有する者または法第 23 条に規定する検定を取得している者とすること。

ウ　受託者は、履行場所でマナーアップ指導等業務を行う者に、身分証明書を常備させること。

エ　受託者は、緊急時等に対応ができるように、履行場所でマナーアップ指導等業務を行う者に携帯電話を常備させること。

オ　マナーアップ指導等業務中の指導員の行動は、主任指導員が適宜把握し、事故・事件等発生時には業務責任者および指導員と協力し、必要な措置を講じること。

(2)　業務実施体制届

受託者は、業務実施体制を明らかにするため、業務責任者、主任指導員および指導員を業務実施体制届（別紙３）により、履行開始後速やかに届け出ること。また、届出内容に変更が生じた場合も同様とする。

7　人員配置

受託者は、指導員複数名を１班とし、原則として１日２班体制で巡回等業務を実施すること。

また、研修・教育、休暇等の交代要員を考慮の上、必要人員を確保すること。

8　業務日および業務時間

(1)　業務日

履行期間のうち次に掲げる日を除く期間のうち原則として215日を実施日とする。なお、実施日には９(2)ア～カに記載する業務を行う日の全てを含む。

ア　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ　１月２日、３日および12月29日から12月31日まで

ウ　土曜日、日曜日

受託者は履行開始までに業務日年間予定表（様式自由）を区に電子データで提出すること。ただし、業務日については区と協議した上で、変更する場合がある。

(2)　標準業務時間

７時から20時までの間で、班ごとに１日当たり原則として６時間（休憩時間を除く）業務を行うものとする。

ただし、７時から９時までの２時間と18時から20時までの２時間は必ずマナーアップ指導等業務のうち９(2)ア～エに記載する業務を行うものとする。なお、９(2)オに記載する各種調査を実施する場合はこの限りではない。

(3)　増員業務

上記７の規定にかかわらず、実施日のうち95日間については、通常の２班体制に１班を追加し、計３班体制で業務を実施するものとする。また、当該95日間のうち最大35日については、追加する１班の業務終了時刻を20時から22時まで延長するものとする。この場合、当該班の業務開始時刻は２時間繰り下げるものとする。業務日および業務時間は、区の指示により決定するものとする。実施する業務は、次のとおりとする。

ｉ　ムクドリ防除作業およびマナーアップ指導等業務への従事

区が貸与する専用機器等を使用し、ムクドリによる騒音および糞害の防止を目的とした防除作業を実施すること。防除作業前の時間は、下記９(2)アからカまでに定める

業務を実施すること。

ア　作業開始日

受託者は、区から指示を受けた場合、指示日から起算して３営業日以内（月曜日から水曜日まで）に当該作業に着手し、連続する３日間実施すること。ただし、週の中に国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日が入る場合は別添のカレンダーにおいて、黄色で示した日から業務を実施すること。なお、防除作業の終了の可否は、区が現地確認を行い、判断するものとする。

イ　ムクドリ防除作業時間

各日のムクドリ防除作業は、日没時刻の 30 分前から区が指定する場所において開始し、周辺のムクドリの群れがいなくなるまで継続するものとする。

ⅱ　マナーアップ指導等業務への従事

下記９(2)アからカまでに定める業務を実施すること。作業開始日および作業時間は区の指示により決定するものとする。

９　業務内容

受託者は、業務について、以下のとおり実施するものとする。

(1)　月次巡回計画表の提出

受託者は、業務日ごとの巡回場所および巡回時間等を記載した月次巡回計画表（様式自由）を月ごとに作成し、前月の 20 日までに区に電子データで提出すること。ただし、区が特に必要と認める場所への巡回を依頼した場合は、月次巡回計画表の内容を修正し、巡回を行う。

(2)　マナーアップ指導等業務の内容

ア　歩行喫煙等防止の注意指導

区内を巡回計画表に基づき巡回し、歩行喫煙者やたばこの吸い殻をポイ捨てした者およびポイ捨てしようとする者に対し、歩行喫煙やたばこのポイ捨てをやめるように注意指導を行う。注意指導の対象とするたばこの種類は、紙巻きたばこおよび加熱式たばことする。

業務に際して、必要に応じて区が用意する啓発グッズを区民等に渡す。なお、啓発グッズは受託者において管理し、履行期間終了後は区に返却すること。

なお、歩行喫煙やたばこの吸い殻のポイ捨ての有無に関わらず、区から指示があった場合には、区の指定場所(児童遊園周辺や通学路を含む)を巡回し、喫煙者に対して、注意指導、喫煙マナーの向上に係る声かけを行うこと。

イ　喫煙所での利用マナーの啓発

区内の履行場所を巡回する指導員は、喫煙所出入口付近や周辺での喫煙者に対し、歩行者等の妨げにならないよう喫煙所内で喫煙するよう声かけを行う。なお、喫煙者に対しては、必要に応じて啓発グッズを配布すること。

ウ　清掃活動

前記アの巡回活動中、たばこの吸い殻等の清掃活動を行うこと。その際、巡回場所ごとに回収した吸い殻の本数を記録し、業務日報により区に報告すること。

エ　路面表示シートの確認等

前記アの巡回活動中、区道等に貼付している「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」を周知する大型路面表示シートを発見した時は、区に場所の詳細を報告するとともに、剥離している等異常が見られる時は、適宜撤去すること。

オ　各種調査

喫煙率調査・ポイ捨て実態調査要領（別紙４）のとおり調査を行うこと。各調査実施月の月末までに喫煙率調査・ポイ捨て実態調査結果報告書（別紙５）を区に電子データで提出すること。

カ　キャンペーンへの従事

区が行うマナーアップキャンペーンに従事すること。なお、区が実施するキャンペーンのうち２回について、キャンペーン時に荷物の輸送に供するための車両を１日１台（計２台分）用意すること。

キ　ムクドリ防除作業への従事

区が貸与する専用機器等を使用し、ムクドリによる騒音及び糞害の防止を目的とした防除作業を実施する。

(3)　業務日報および業務月報の提出

受託者は、業務日ごとに業務日報（別紙６）を作成し、各週の分をとりまとめ、翌週の金曜日までに区に電子データで提出すること。また、月ごとに業務月報（別紙７）を作成し、翌月７日までに区に原本（１部）および電子データを提出すること。

10　服装等

(1)　受託者は、履行場所でマナーアップ指導等業務を行う者に対し、法第 16 条第２項に基づき届け出た制服制帽等を着用させること。また、腕章やベスト等を使用し、練馬区マナーアップ指導員であることがわかるようにすること。なお、歩行喫煙率調査は覆面調査とするため制服等を着用しないこと。

(2)　受託者は、履行場所でマナーアップ指導等業務を行う者に、身分を明らかにした名札を着用させること。

(3)　前記(1)の服装および(2)の名札の仕様については、事前に区の承認を得ること。

11　教育および指導監督

受託者は、本業務に従事する者に対して、マナーアップ指導等業務にあたって、警備業法施行規則第 38 条第２項、同条第３項および同条第４項に基づく必要な研修・教育を確実に実施し、適正な業務の遂行が行えるようにすること。

12　安全管理

(1)　受託者は、業務の履行にあたっては、従事者の体調面の管理等、責任を持って安全の確保に努めるものとする。
(2)　受託者は、業務の履行中に事故等が発生した場合は、直ちに区に報告すること。

13　損害賠償

この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が賠償責任を負うものとする。ただし、区の責に帰すべき理由により生じたものは、この限りでない。

14　履行確認

業務の検査確認については、業務日報および業務月報の提出をもって行う。

15　支払方法

毎月１日から月末までの月払いとし、検査完了後適法な支払請求を受けてから速やかに支払う。端数が生じた場合は、最終回支払時に調整する。

16　業務関係書類の提出

受託者は、区が指定する期日までに下記の事項を区に提出すること。
(1)　履行期間開始までに提出するもの
ア　業務実施体制届（別紙３）
イ　業務日年間予定表（様式自由）
(2)　履行開始後速やかに提出するもの
ア　業務責任者および主任指導員の、法第 22 条に規定する警備員指導教育責任者資格者証の写しまたは法第 23 条に規定する検定の合格証明書の写し
(3)　履行中、定期的に提出するもの（すべて電子データで提出）
ア　月次巡回計画表（様式自由）（各月の前月 20 日まで）
イ　喫煙率調査・ポイ捨て実態調査結果報告書（別紙５）（調査実施月の月末まで）
ウ　業務日報（別紙６）（週ごとにとりまとめて翌週の金曜日まで）
エ　業務月報（別紙７）（各月の翌月７日まで）

17　その他
(1)　業務の履行に当たり、不適格な対応等が見受けられる場合には、区は、受託者に対し、改善を指示し、受託者はこれに対応するものとする。
(2)　受託者は、本事業の実施に当たっては、区の指導・助言を受け適切かつ効果的に行うものとし、必要に応じて区と情報交換等を行い、相互に密接に連携を図るものとする。
(3)　受託者は、台風等荒天時において業務に支障があると判断した場合は、区の了承を得て、業務を中止または中断することができる。その場合は、別の日に振り替えるものとする。
(4)　本事業については、再委託を禁止する。

(5)　練馬区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成 28 年３月 10 日 27 練福障第 2089 号）を踏まえ、練馬区と同等の合理的配慮の提供を行うこと。

(6)　本仕様書に定めのない事項や解釈に疑義が生じた場合は、区と協議により決定する。

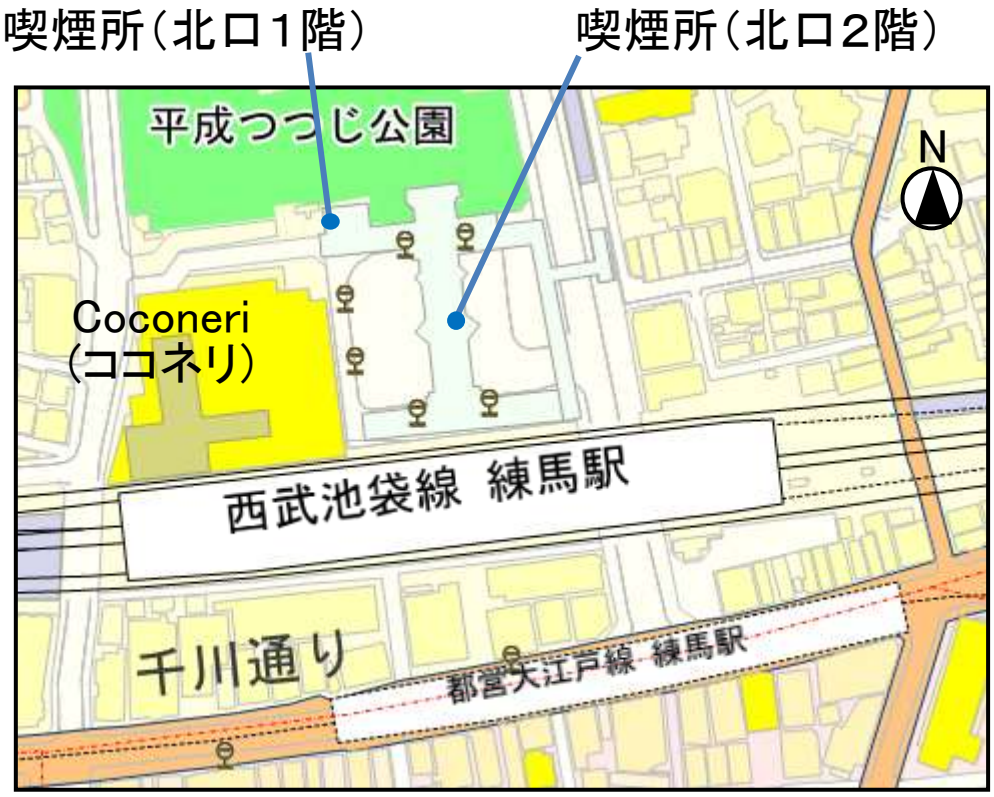
練馬区環境部
環境課美化啓発係　栗原
電話　03-5984-4709（直通）
FAX　03-5984-1227

巡回対象駅一覧表

路線名	駅名
西武池袋線	江古田駅
西武池袋線	桜台駅
西武池袋線・有楽町線、都営大江戸線	練馬駅
西武池袋線	中村橋駅
西武池袋線	富士見台駅
西武池袋線	練馬高野台駅
西武池袋線	石神井公園駅
西武池袋線	大泉学園駅
西武池袋線	保谷駅
西武有楽町線	新桜台駅
西武豊島線、都営大江戸線	豊島園駅
西武新宿線	上井草駅
西武新宿線	上石神井駅
西武新宿線	武蔵関駅
都営大江戸線	新江古田駅
都営大江戸線	練馬春日町駅
都営大江戸線	光が丘駅
西武有楽町線、東京メトロ有楽町線・副都心線	小竹向原
東京メトロ有楽町線・副都心線	氷川台駅
東京メトロ有楽町線・副都心線	平和台駅
東京メトロ有楽町線・副都心線	地下鉄赤塚駅
東京メトロ有楽町線・副都心線	地下鉄成増駅
東武東上線	東武練馬駅

区が管理している喫煙所

練馬駅　喫煙所案内図



中村橋駅　喫煙所案内図

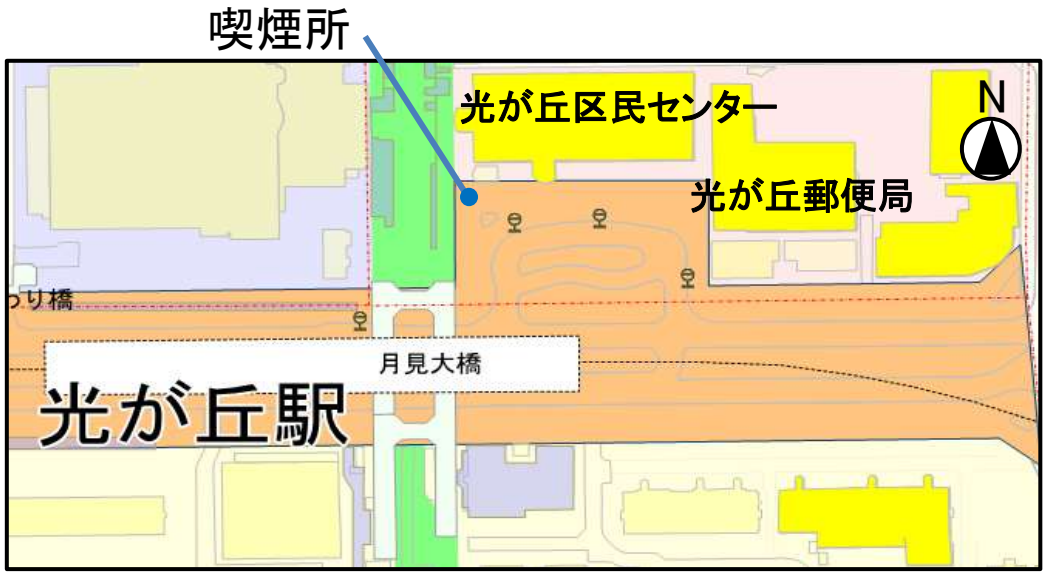


別紙２

大泉学園駅　喫煙所案内図



光が丘駅　喫煙所案内図



別紙3

年　月　日

練馬区長　殿

住所
会社名
代表者職・氏名　　印

業務実施体制届

次のとおり、業務実施体制を定めましたので届け出ます。

職	氏名	連絡先電話	備考

黄色で示した日をムクドリ防除作業の開始日とする。

2027年度　年間カレンダー

4 April 2027

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5 May 2027

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6 June 2027

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7 July 2027

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8 August 2027

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9 September 2027

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10 October 2027

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11 November 2027

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12 December 2027

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

1 January 2028

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2 February 2028

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29					

3 March 2028

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

別紙 4

喫煙率調査・ポイ捨て実態調査要領

1　喫煙率調査

(1)　調査実施日

3 月、6 月、9 月、12 月に各月 1 回、平日（原則として雨天等悪天候の日は除く）に行う。

(2)　調査時間

7 時 30 分から 8 時 00 分までの 30 分間。

(3)　調査地

練馬駅、石神井公園駅、大泉学園駅、光が丘駅の各駅 4～5 か所の調査地点。調査地点の詳細については、契約締結後受託者に提供する。

(4)　調査内容

各調査地点において、歩行者数と喫煙者数をそれぞれ計数する。また、歩行者とは自転車運転者を含み、高校生以下(制服等により判断)を含まない。

なお、調査の性質上、覆面調査によるものとする。

2　ポイ捨て実態調査

(1)　調査実施日

実施駅において 3 月、6 月、9 月、12 月に各月 1 回、火曜日から金曜日の平日（原則として雨天等悪天候の日、祝日の翌日は除く）に行う。

(2)　調査時間

9 時 00 分から 9 時 30 分までの 30 分間。

(3)　調査地

練馬駅、石神井公園駅、大泉学園駅、光が丘駅の各駅 3 箇所の調査地点（交差点の一定の範囲)。調査地点の詳細については、契約締結後受託者に提供する。

(4)　調査内容

各調査地点において、ポイ捨てされているたばこの吸い殻を収集し、計数する。

3　報告

喫煙率調査・ポイ捨て実態調査結果報告書（別紙 5）を作成し、各調査実施月の月末までに区にデータで提出すること。

別紙5

年　月　日

喫煙率調査・ポイ捨て実態調査
結果報告書(○月分)

調査対象駅(4駅) 総合計	歩行者数	喫煙者数	喫煙率	ポイ捨て
	人	人	%	本

◆調査対象駅毎 集計

駅名	歩行者数	喫煙者数	喫煙率	ポイ捨て
練馬	人	人	%	本
石神井公園	人	人	%	本
大泉学園	人	人	%	本
光が丘	人	人	%	本

◆調査対象駅地点毎 集計

	喫煙率調査					ポイ捨て実態調査		
駅名	調査日	地点	歩行者数	喫煙者数	喫煙率	調査日	地点	ポイ捨て本数
練馬		A	人	人	%		あ	本
		B	人	人	%		い	本
		C	人	人	%		う	本
		D	人	人	%			
		E	人	人	%			
石神井公園		A	人	人	%		あ	本
		B	人	人	%		い	本
		C	人	人	%		う	本
		D	人	人	%			
		E	人	人	%			
大泉学園		A	人	人	%		あ	本
		B	人	人	%		い	本
		C	人	人	%		う	本
		D	人	人	%			
		E	人	人	%			
光が丘		A	人	人	%		あ	本
		B	人	人	%		い	本
		C	人	人	%		う	本
		D	人	人	%			
		E	人	人	%			

業務日報　（　月　日　曜日）

班（人数）		A 班						人	合計
業務従事者名 （先頭に班長名を記入）									
巡回時刻・時間		～		～		～			
巡回場所									
天気									
指導回数	歩行喫煙	回		回		回			回
	ポイ捨て	回		回		回			回
	その他	回		回		回			回
啓発グッズ配布数		個		個		個			個
	携帯吸い殻入れ	個		個		個			個
路面シート状態確認 撤去箇所・合計枚数									枚
備考 特記事項									

班（人数）		B 班						人	合計
業務従事者名 （先頭に班長名を記入）									
巡回時刻・時間		～		～		～			
巡回場所									
天気									
指導回数	歩行喫煙	回		回		回			回
	ポイ捨て	回		回		回			回
	その他	回		回		回			回
啓発グッズ配布数		個		個		個			個
	携帯吸い殻入れ	個		個		個			個
路面シート状態確認 撤去箇所・合計枚数									枚
備考 特記事項									

班（人数）		C 班						人	合計
業務従事者名 （先頭に班長名を記入）									
巡回時刻・時間		～		～		～			
巡回場所									
ムクドリ防除作業時間		～		～		～			
ムクドリ防除作業場所									
天気									
指導回数	歩行喫煙	回		回		回			回
	ポイ捨て	回		回		回			回
	その他	回		回		回			回
啓発グッズ配布数		個		個		個			個
	携帯吸い殻入れ	個		個		個			個
路面シート状態確認 撤去箇所・合計枚数									枚
備考 特記事項									

別紙7

年　月　日

練馬区長　殿

住所

代表者職・氏名　　印

次のとおり、歩行喫煙等防止に係るマナーアップ指導業務の実績を報告します。

業務月報
○月分

<table>
<tr><td colspan="2">巡回日数</td><td colspan="2">日</td><td colspan="2">延べ巡回人数</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">指導
回数</td><td colspan="2">歩行喫煙</td><td colspan="2">回</td><td rowspan="2">啓発
グッズ
配布数</td><td></td><td colspan="2">個</td></tr>
<tr><td colspan="2">ポイ捨て</td><td colspan="2">回</td><td>携帯
吸い殻入れ</td><td colspan="2">個</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="2">回</td><td colspan="2">路面シート撤去枚数</td><td colspan="2">枚</td></tr>
<tr><td rowspan="6">巡回場所
ごとの
巡回回数</td><td>江古田駅</td><td>回</td><td>石神井
公園駅</td><td>回</td><td>上石神井駅</td><td>回</td><td>氷川台駅</td><td>回</td></tr>
<tr><td>桜台駅</td><td>回</td><td>大泉
学園駅</td><td>回</td><td>武蔵関駅</td><td>回</td><td>平和台駅</td><td>回</td></tr>
<tr><td>練馬駅</td><td>回</td><td>保谷駅</td><td>回</td><td>新江古田駅</td><td>回</td><td>地下鉄
赤塚駅</td><td>回</td></tr>
<tr><td>富士見台駅</td><td>回</td><td>豊島園駅</td><td>回</td><td>光が丘駅</td><td>回</td><td>東武練馬駅</td><td>回</td></tr>
<tr><td>練馬
高野台駅</td><td>回</td><td>上井草駅</td><td>回</td><td>小竹向原</td><td>回</td><td>駅以外</td><td>回</td></tr>
<tr><td colspan="8">特記事項（ムクドリ防除作業の実施日時、実施場所その他必要事項を記載すること）</td></tr>
<tr><td colspan="8"></td></tr>
</table>